第七十条第五項	投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分
	投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければ	ファクシミリ装置を用いて送信を行う前に投票送信用紙の必要事項記載部分に記載させなければ

（南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書を有する南極調査員の不在者投票の特例）

第八十六条　南極調査員で、南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けているもののうち、登録基準日において当該南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の住民基本台帳に記録されていると見込まれるものは、法第二条第三項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日までの間、南極地域において南極地域調査組織に関する業務又は活動を行うため出国しようとする場合においては、当該南極地域調査組織の長に対し、当該南極選挙人証（当該南極調査員が選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合には、当該選挙人名簿登録証明書。以下この条において同じ。）を添えて、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間が当該南極地域調査組織が法第六十一条第八項各号に掲げる施設又は船舶においてその業務又は活動を行う期間中にかかる場合において当該施設又は船舶内で同項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

2　第八十三条第二項の規定は、前項の規定による申出について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十六条第一項」と、「船員」とあるのは「南極調査員」と、「選挙人名簿登録証明書」とあるのは「南極選挙人証」と読み替えるものとする。

3　前条第二項の規定は、第一項の規定による申出を受けた南極地域調査組織の長の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「南極投票人証」とあるのは「南極選挙人証」と読み替えるものとする。

4　第八十二条第三項から第九項まで及び第十一項から第十六項までの規定は、第一項の規定による申出をした南極調査員の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十二条第三項	前項	第八十六条第三項において準用する第八十五条第二項
第八十二条第四項	指定市町村	南極投票指定市町村
	第二項	第八十六条第三項において準用する第八十五条第二項
	船員	南極調査員
	投票人名簿の	選挙人名簿の
	船長	南極地域調査組織の長
	指定船舶の航海予定期間	南極地域調査組織の南極調査期間
	投票人名簿登録証明書	南極選挙人証
第八十二条第五項	船長	南極地域調査組織の長
第八十二条第六項	指定市町村	南極投票指定市町村
第八十二条第七項	船長	南極地域調査組織の長
	指定船舶の航海の期間中	南極地域調査組織の南極調査期間中
	第一項の	第八十六条第一項の
	船員	南極調査員
	当該指定船舶の名称	法第六十一条第八項の規定による投票をしようとする同項各号に掲げる施設又は船舶の名称
	第十項	第八十六条第五項
	投票人名簿登録証明書を提出させ	南極選挙人証を提示させ、これに国民投票である旨並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を南極調査員に交付した旨を記入し
第八十二条第八項	船員は	南極調査員は
	船長の管理する場所	法第六十一条第八項各号に定める場所
	、投票人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この条において同じ。）である場合にあっては、その氏名、住所及び投票人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨）	及び南極選挙人証の交付年月日
	指定市町村	南極投票指定市町村
	第二項	第八十六条第三項において準用する第八十五条第二項
第八十二条第九項	船員	南極調査員
	船長	南極地域調査組織の長
第八十二条第十一項	指定市町村	南極投票指定市町村
第八十二条第十三項	船員	南極調査員
	船長	南極地域調査組織の長
第八十二条第十四項	指定船舶が航海を終了して本邦の港に帰った場合又は当該指定船舶の船員で第一項の規定による申出をしたものがすべて	南極地域調査組織がその業務を終了して